

中部学院大学教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は学則第13条第1項に基づき、教育職員免許状取得に必要な単位の履修方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(免許状の種類)

第2条 本学において取得できる教育職員免許状(以下「免許状」という。)は、次のとおりとする。

学部	学科等		免許状の種類(免許教科)
教育学部	子ども教育 学科	小・中免 コース	小学校教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状(英語)
		幼免コース	幼稚園教諭1種免許状
スポーツ健康 科学部	スポーツ健康 科学科	保健体育 コース	高等学校教諭1種免許状 (保健体育)
			中学校教諭1種免許状 (保健体育)

注1 「小・中免コース」とは、小学校教諭1種免許状、中学校教諭1種免許状(英語)取得コースをいう。

2 「幼免コース」とは、幼稚園教諭1種免許状取得コースをいう。

3 「保健体育コース」とは、高等学校教諭1種免許状(保健体育)、中学校教諭1種免許状(保健体育)取得コースをいう。

2 取得できる免許状は1免許教科の免許状とする。ただし、小学校教諭1種免許状と中学校教諭1種免許状(英語)及び高等学校教諭1種免許状(保健体育)と中学校教諭1種免許状(保健体育)は併せて取得することができる。

(教職課程登録)

第3条 教職課程を履修しようとする者は、所定の教職課程の履修登録を行わなければならない。

2 教育学部子ども教育学科に所属する者は、第1学年次始めの所定の期間に、コース登録を行うものとする。

3 中学校教諭1種免許状(英語)、小学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状にかかる履修登録は、第1学年次始めの所定の期間に行うものとする。

4 高等学校教諭1種免許状(保健体育)及び中学校教諭1種免許状(保健体育)にかかる履修登録は、第1学年次始めの所定の期間に行うものとする。

(基礎資格、最低修得単位数)

第4条 免許状を取得するには、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定めるところにより次の表に掲げる基礎資格及び最低修得単位数を修得しなければならない。また、中学校教諭1種免許状及び小学校教諭1種免許状を取得するためには、介護等体験を行わなければならない。

基礎資格	学士の学位を有すること
大学において修得することを必要とする最低修得単位数	<ul style="list-style-type: none"> (幼稚園教諭1種免許状) ・領域及び保育内容の指導法に関する科目 16単位 ・教育の基礎的理解に関する科目 10単位 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 4単位 ・教育実践に関する科目(教育実習) 5単位 ・教育実践に関する科目(教職実践演習) 2単位 ・大学が独自に設定する科目 14単位 (小学校教諭1種免許状) ・教科及び教科の指導法に関する科目 30単位 ・教育の基礎的理解に関する科目 10単位 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 10単位 ・教育実践に関する科目(教育実習) 5単位 ・教育実践に関する科目(教職実践演習) 2単位 ・大学が独自に設定する科目 2単位 (中学校教諭1種免許状) ・教科及び教科の指導法に関する科目 28単位 ・教育の基礎的理解に関する科目 10単位 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 10単位 ・教育実践に関する科目(教育実習) 5単位 ・教育実践に関する科目(教職実践演習) 2単位 ・大学が独自に設定する科目 4単位 (高等学校教諭1種免許状) ・教科及び教科の指導法に関する科目 24単位 ・教育の基礎的理解に関する科目 10単位 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 8単位 ・教育実践に関する科目(教育実習) 3単位 ・教育実践に関する科目(教職実践演習) 2単位 ・大学が独自に設定する科目 12単位
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法 I 2単位 身体による表現活動(スポーツ実技) 1単位 スポーツ科学論 2単位 言語による表現活動 I-1(コミュニケーション英語) 1単位 言語による表現活動 I-2(コミュニケーション英語) 1単位 情報活用論 I 2単位

2 前項に規定する「教科及び教科の指導法に関する科目(幼稚園教諭1種免許状にあたっては「領域及び保育内容の指導法に関する科目」)」、「教育の基礎的

理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」に関し、その最低修得単位数を超えて修得した科目は、「大学が独自に設定する科目」として算出するものとする。

(介護等体験)

第4条の2 前条第1項に規定する介護等体験は、次の各号に該当する者は免除することができる。

(1) 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校の教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士の免許又は資格を取得している者

(2) 身体障害者手帳における障害の程度が1級から6級であると記載されている者

2 介護等体験時期と体験先は、別表4の2に定めるところによる。

3 介護等体験を行うには、別表5に定める体験費を納入しなければならない。

(授業科目)

第5条 第4条に掲げる授業科目は、別表1から別表3までに掲げるとおりとする。

(教育実習履修要件)

第6条 高等学校教諭1種免許状及び中学校教諭1種免許状の教職課程履修にかかる別表4に掲げる授業科目の単位を修得していない場合及び教育実習事前・事後指導の授業のうち、教育実習(中学校)及び教育実習(高校)が実施されるまでの履修期間の授業に5分の4以上出席していない場合は、教育実習(中学校)及び教育実習(高校)を履修することはできない。

2 小学校教育実習については、別表4に掲げる授業科目の単位を修得していない場合及び小学校教育実習事前・事後指導の授業時間数のうち、小学校教育実習が実施されるまでの履修期間の授業に5分の4以上出席していない場合は小学校教育実習を履修することはできない。

3 幼稚園教育実習Ⅰについては、別表4に掲げる授業科目の単位を修得していない場合及び幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅰの授業時間数のうち、幼稚園教育実習Ⅰが実施されるまでの履修期間の授業に5分の4以上出席していない場合は幼稚園教育実習Ⅰを履修することはできない。

4 幼稚園教育実習Ⅱについては、別表4に掲げる授業科目の単位を修得していない場合及び幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅱの授業時間数のうち、幼稚園教育実習Ⅱが実施されるまでの履修期間の授業に5分の4以上出席していない場合は幼稚園教育実習Ⅱを履修することはできない。

5 教育実習(高校)、教育実習(中学校)、小学校教育実習、幼稚園教育実習Ⅰ及び幼稚園教育実習Ⅱの履修にあたっては、別表5に定める実習費を納入しなければならない。

(編入・転入)

第7条 この規程は、編入・転入学生で教職課程を履修しようとする者にも適用する。

2 編入・転入学生の入学時における教職課程科目の単位認定は中部学院大学編入学及び転入学規程に定めるところによる。

(科目等履修生)

第8条 この規程に定める科目は、科目等履修生に適用する。ただし、教育実習事前・事後指導、教育実習(高校)、教育実習(中学校)、小学校教育実習事前・事後指導、小学校教育実習、幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅰ、幼稚園教育

実習事前・事後指導Ⅱ、幼稚園教育実習Ⅰ及び幼稚園教育実習Ⅱを除く。
(所管課)

第9条 この規程にかかる業務は、教務課が所管する。

附 則

この規程は、1998年4月1日より施行する。

附 則 [1999年3月19日理事会議決]

この規程は、1999年4月1日より施行する。

附 則 [1999年9月30日理事会議決]

- 1 この規程は、2000年4月1日より施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規程施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の教職課程の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 [2000年3月15日理事会議決]

この規程は、2000年4月1日より施行する。

附 則 [2001年3月19日理事会議決]

- 1 この規程は、2001年4月1日より施行する。
- 2 この規程施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の教職課程の取扱いについては、なお従前の例による。

一部改正

2002年5月24日[理事会議決] 2002年5月24日施行 2002年4月1日適用。

附 則 [2004年3月17日理事会議決]

この規程は、2004年4月1日より施行する。

附 則 [2006年12月20日理事会議決]

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の授業科目の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 [2007年12月19日理事会議決]

この規程は、2007年12月19日より施行し、2007年度入学生より適用する。

附 則 [2008年3月19日理事会議決]

この規程は、2008年4月1日より施行する。

附 則 [2008年12月16日理事会議決]

この規程は、2008年12月16日より施行し、2007年度入学生から適用する。

附 則 [2009年3月17日理事会議決]

この規程は、2009年4月1日より施行する。

附 則 [2010年3月15日理事会議決]

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。ただし、第5条の介護等体験に関する事項、第5条の2、別表4の2及び別表5の体験費については、2007年度入学生から適用する。
- 2 この規程施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の授業科目の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 [2011年3月22日理事会議決]

- 1 この規程は、2011年4月1日より施行する。
- 2 この規程施行日前に在学する学生及び施行日以後これらの学生に相当する年次に編入する学生の授業科目の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 [2012年3月12日理事会議決]

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 [2012年9月20日理事会議決]

この規程は、2013年4月1日から施行し、改正後の別表5の幼稚園教育実習Ⅰ及び幼稚園教育実習Ⅱの実習費については、2012年度入学生から適用する。

附 則 [2013年3月11日理事会議決]

この規程は、2013年4月1日から施行し、2013年度入学生から適用する。

附 則 [2013年9月25日理事会議決]

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則 [2014年3月13日理事会議決]

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則 [2015年3月16日理事会議決]

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 [2016年3月8日理事会議決]

この規程は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。

附 則 [2017年3月15日理事会議決]

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する教員免許状の種類のうち、経営学部経営学科の免許状については、2017年3月31日に在学する者の卒業を待って、廃止する。

附 則 [2017年9月27日理事会議決]

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 [2017年12月12日理事会議決]

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 [2018年3月15日理事会議決]

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 [2019年3月12日理事会議決]

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 2018年3月31日に在籍する者の授業科目及び資格の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 [2019年9月30日理事会議決]

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 別表1(3)スポーツ健康科学科保健体育コース「保健体育科教育法A」及び「保健体育科教育法B」の授業科目の改正規定については、2019年度入学生から適用する。

3 別表2(3)スポーツ健康科学科保健体育コース「教育実習事前・事後指導」「教育実習(高校)」及び「教育実習(中学校)」の授業科目の改正規定については、2019年度入学生から適用する。

附 則 [2020年12月15日理事会議決]

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2021年3月17日理事会議決]

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2021年12月15日理事会議決]

この規程は、2022年4月1日から施行する。ただし、別表1(1)子ども教育学科小中免コース及び別表4(2)中学校教育実習の「異文化コミュニケーション」の改正規定については、2021年度入学生から適用する。

附 則 [2022年12月13日理事会議決]

この規程は、2023年4月1日から施行し、2021年度入学生から適用する。

別表 1

教科及び教科の指導法（幼稚園教諭にあたっては「領域及び保育内容の指導法」）に関する科目及び単位数
 (1) 子ども教育学科 小・中免コース

免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		教育学部における開講科目及び単位数		配当学年				備考	
科目名等	単位数	科目名	必修単位数	1年	2年	3年	4年		
教科に関する専門的事項（小免）	国語（書写を含む。）	小免30単位数	日本語教育法（書写を含む）	2	◎				
	社会		社会	2		◎			
	算数		算数	2	◎				
	理科		理科	2		◎			
	生活		生活	2	◎				
	音楽		音楽A 音楽B	1 1	◎ ◎				
	図画工作		図画工作	1	◎				
	家庭		家庭	2		◎			
	体育		体育	1		◎			
	外国語		小学校英語	2		◎			
教科に関する専門的事項（中免）	英語学		英語学概論Ⅰ 英語学概論Ⅱ 英語音声学 英文法論Ⅰ 英文法論Ⅱ	2 2 2 2 2	 ◎ ◎ ◎	◎ ◎			
	英語文学		英語文学概論 英語文学史 英語文学演習Ⅰ 英語文学演習Ⅱ	2 2 1 1	◎ 		◎ ○ ○		
	英語コミュニケーション		英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ Academic Writing	1 1 1 1	◎ ◎ ◎	◎			
	異文化理解		異文化理解Ⅰ 異文化理解Ⅱ 異文化コミュニケーション	2 2 2		◎ ◎	◎		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（小免）								
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（中免）								
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）（小免）	国語（書写を含む。）		国語科教育法	2		◎		
		社会		社会科教育法	2		◎		
		算数		算数科教育法	2		◎		
		理科		理科教育法	2		◎		
生活			生活科教育法	2			◎		
音楽			音楽科教育法	2			◎		
図画工作			図画工作科教育法	2		◎			
家庭			家庭科教育法	2			◎		
体育		体育科教育法	2			◎			

	外国語	小学校英語指導法	2			◎		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） （中免）		英語科教育法A	2			◎		
		英語科教育法B	2			◎		
		英語科教育法C	2				◎	
		英語科教育法D	2				◎	
教科及び教科の指導法に関する科目の必要修得単位数	小免 30 中免 28							

注）配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

(2) 子ども教育学科 幼免コース

免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		教育学部における開講科目及び単位数		配当学年				備考	
科目名等		単位	科目名	必修単位	選択単位	1年	2年		3年
領域に関する専門的事項	健康	1 6 単 位	幼児と健康	1			◎		
	人間関係		幼児と人間関係	1		◎			
	環境		幼児と環境	1		◎			
	言葉		幼児と言葉	1		◎			
	表現		幼児と表現 総合表現活動A 総合表現活動B	1 2 2			◎ ◎		
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論	1		◎			
			保育内容(健康)Ⅰ	1		◎			
			保育内容(健康)Ⅱ	1			◎		
			保育内容(人間関係)Ⅰ	1		◎			
			保育内容(人間関係)Ⅱ	1			◎		
			保育内容(環境)Ⅰ	1		◎			
			保育内容(環境)Ⅱ	1			◎		
			保育内容(言葉)Ⅰ	1		◎			
			保育内容(言葉)Ⅱ	1			◎		
			保育内容(音楽表現)Ⅰ	1		◎			
			保育内容(音楽表現)Ⅱ	1		◎			
			保育内容(造形表現)Ⅰ	1		◎			
			保育内容(造形表現)Ⅱ	1			◎		
			幼児指導法	1		◎			
領域及び保育内容の指導法に関する科目の必要修得単位数	16								

(3) スポーツ健康科学科 保健体育コース

免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		スポーツ健康科学部における開講科目及び単位数		配当学年				備考
科目名	単位	科目名	必修単位	選択単位	1年	2年	3年	

教科に関する専門的事項	体育実技	スポーツ実技（体づくり運動）	1		◎				
		スポーツ実技（器械運動）	1		◎				
		スポーツ実技（陸上競技）Ⅰ	1		◎				
		スポーツ実技（水泳）	1		◎				
		スポーツ実技（バスケットボール）	1				○		※1
		スポーツ実技（サッカー）Ⅰ	1				○		※1
		スポーツ実技（バレーボール）Ⅰ	1	1			○		※2
		スポーツ実技（テニス）	1	1			○		※2
		スポーツ実技（ソフトボール）	1				◎		
		スポーツ実技（剣道）	1				◎		
		スポーツ実技（ダンス）	1				◎		
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	スポーツ教育論	2		◎				
		スポーツ心理学Ⅰ	2		◎				
		スポーツマネジメント	2		◎				
		スポーツ社会学	2		◎				
運動学（運動方法学を含む。）		2		◎					
生理学（運動生理学を含む。）	2		◎						
衛生学及び公衆衛生学	2					◎			
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	2			◎					
学校保健B（学校安全、救急処置含む）	2			◎					
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目									
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		保健体育科教育法A	2		◎				
		保健体育科教育法B	2		◎				
		保健体育科教育法C	2				◎		
		保健体育科教育法D	2				◎		
教科及び教科の指導法に関する科目の必要修得単位数		中免 28							
		高免 24							

注1）配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

注2）表中の中免・高免は、中免が中学校教諭1種免許状を、高免が高等学校教諭1種免許状を示す。

※1 これら2科目より1科目選択必修

※2 これら2科目より1科目選択必修

別表 2

教育の基礎的理解に関する科目等の科目及び単位数
 (1) 子ども教育学科 小・中免コース

免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位		教育学部における開講科目及び単位数		配当学年					備考
科目名等	単位	科目名	必修 単 位	選 択 単 位	1 年	2 年	3 年	4 年	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	◎				
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	◎				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学	2			◎		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	◎				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1			◎		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(小・中)	2	◎				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育論	2		◎			
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			◎		
	特別活動の指導法								
	教育の方法及び技術		教育方法論(ICTの活用を含む)	2			◎		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2			◎		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。
教育実践に関する科目	教育実習	7	小学校教育実習事前・事後指導	1			◎		
	学校体験活動		小学校教育実習	4			◎		
			教育実習事前・事後指導	1			◎		
			教育実習(中学校)	4			◎		
教職実践演習	教職実践演習(小・中)	2				◎			
教育の基礎的理解に関する科目等の科目の必要修得単位	27								

注) 配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

(2) 子ども教育学科 幼免コース

免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位		教育学部における開講科目及び単位数			配当学年				備考
科目名等	単位	科目名	必修 単 位	選 択 単 位	1 年	2 年	3 年	4 年	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	10	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	◎				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	◎				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政学 教育社会学	2 2			◎		◎
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学 児童心理学	2 2	◎			◎	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1				◎	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	保育・教育課程論	2	◎				
道徳、 総合的 な学習 の時間 等の指 導法及 び生徒 指導、 教育相 談等に 関する 科目	4	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論(幼)	2			◎		
		幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	1		◎			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談	2				◎	
教育実 践に関 する 科目	7	教育実習	幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅰ	1	◎				
			幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅱ	1			◎		
			幼稚園教育実習Ⅰ	2	◎				
			幼稚園教育実習Ⅱ	2			◎		
学校体験活動									
教職実践演習		保育・教職実践演習(幼)	2				◎		
教育の基礎的理解に関する科目等の科目の必要修得単位	21								

注) 配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

(3) スポーツ健康科学科 保健体育コース

免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位		スポーツ健康科学部における開講科目及び単位数			配当学年				備考
科目名等	単位	科目名	必修 単 位	選 択 単 位	1 年	2 年	3 年	4 年	
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	10	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	◎				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2	◎				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政学	2			◎		

	対応を含む。)								
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2				◎	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1				◎	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(中・高)	2			◎		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中免10	道徳教育論	2			◎		中免のみ
	総合的な学習の時間の指導法	高免8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			◎		
	特別活動の指導法								
	教育の方法及び技術		教育方法論(ICTの活用を含む)	2				◎	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2				◎	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2				◎	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
教育実践に関する科目	教育実習	中免7	教育実習事前・事後指導	1				◎	
			教育実習(高校)	2				◎	※1
			教育実習(中学校)	4				◎	※2
	学校体験活動	高免5							
	教職実践演習		教職実践演習(中・高)	2				◎	
教育の基礎的理解に関する科目等の科目の必要修得単位		中免27							
		高免23							

注1) 配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

注2) 表中の中免・高免は、中免が中学校教諭1種免許状を、高免が高等学校教諭1種免許状を示す。

注3) ※1は高免、※2は中免の必修科目とする。

別表 2 の 2

大学が独自に設定する科目及び単位数

(1) 子ども教育学科 小・中免コース

免許法施行規則に規定された最低修得単位数	開講科目及び単位数			配当学年			備考
	科目名	必修単位数	選択単位数	1年	2年	3年	
「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、中免は併せて2単元以上、小免は併せて2単元以上を修得	介護等体験実習 (事前・事後指導含む)	2			◎		

注) 配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

(2) 子ども教育学科 幼免コース

免許法施行規則に規定された最低修得単位数	開講科目及び単位数			配当学年			備考
	科目名	必修単位数	選択単位数	1年	2年	3年	
最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて14単元以上を修得							

注) 配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

(3) スポーツ健康科学科 保健体育コース

免許法施行規則に規定された最低修得単位数	開講科目及び単位数			配当学年			備考
	科目名	必修単位数	選択単位数	1年	2年	3年	
「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、高免は併せて12単元以上、中免は併せて2単元以上を修得	道徳教育論		2		○		高免のみ取得可
	介護等体験実習 (事前・事後指導含む)	2			◎		中免のみ取得可

注) 配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

別表 3

免許法施行規則第66条の6に規定された科目及び単位数

(1) 子ども教育学科 各コース共通

免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		教育学部における開講科目及び単位数			配当学年				備考
科目名	単位	科目名	必修単位	選択単位	1年	2年	3年	4年	
日本国憲法	2	日本国憲法 I	2			◎			
体育	2	スポーツ科学論 身体による表現活動 I (スポーツ実効)	2 1			◎ ◎			
外国語コミュニケーション	2	言語による表現活動 I-1 (コミュニケーション英語) 言語による表現活動 I-2 (コミュニケーション英語)	1 1			◎ ◎			
教理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	情報活用論 I	2			◎			
計	8								

注) 配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

(2) スポーツ健康科学科 保健体育コース

免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		教育学部における開講科目及び単位数			配当学年				備考
科目名	単位	科目名	必修単位	選択単位	1年	2年	3年	4年	
日本国憲法	2	日本国憲法 I 日本国憲法 II	2	2		◎ ○			
体育	2	スポーツ科学論 身体による表現活動 I (スポーツ実効)	2 1			◎ ◎			
外国語コミュニケーション	2	言語による表現活動 I-1 (コミュニケーション英語) 言語による表現活動 I-2 (コミュニケーション英語)	1 1			◎ ◎			
教理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	情報活用論 I	2			◎			
計	8								

注 1) 配当学年欄の◎印は必須科目を、○印は選択科目を示す。

別表 4

教育実習履修要件

(1) 高等学校教育実習

学科等		区 分	科 目 名	単 位 数	備 考
保健体育 コース	スポーツ健 康科学科	教科及び教科の指 導法に関する科目	スポーツ実技 (体づくり運動)	1	
			スポーツ実技 (器械運動)	1	
スポーツ実技 (陸上競技) I	1				
スポーツ実技 (水泳)	1				
スポーツ実技 (剣道)	1				
スポーツ実技 (ダンス)	1				
スポーツ教育論	2				
スポーツ心理学 I	2				
スポーツマネジメント	2				
運動学 (運動方法学を含む)	2				
生理学 (運動生理学を含む)	2				
学校保健 A (小児保健、精神保健含む)	2				
学校保健 B (学校安全、救急処置含む)	2				
保健体育科教育法A	2				
保健体育科教育法B	2				
	教育の基礎的理解 に関する科目等	教職入門	2		
		教育原理	2		
		教育行政学	2		
		教育課程論 (中・高)	2		
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
		教育相談	2		

(2) 中学校教育実習

学科等		区 分	科 目 名	単 位 数	備 考
保健体育 コース	スポーツ健 康科学科	教科及び教科の指 導法に関する科目	スポーツ実技 (体づくり運動)	1	
			スポーツ実技 (器械運動)	1	
スポーツ実技 (陸上競技) I	1				
スポーツ実技 (水泳)	1				
スポーツ実技 (剣道)	1				
スポーツ実技 (ダンス)	1				
スポーツ教育論	2				
スポーツ心理学 I	2				
スポーツマネジメント	2				
運動学 (運動方法学を含む)	2				
生理学 (運動生理学を含む)	2				
学校保健 A (小児保健、精神保健含む)	2				
学校保健 B (学校安全、救急処置含む)	2				
保健体育科教育法A	2				
保健体育科教育法B	2				
	教育の基礎的理解 に関する科目等	教職入門	2		
		教育原理	2		
		教育行政学	2		
		教育課程論 (中・高)	2		
		道徳教育論	2		
		特別活動論及び総合的な学習の時間の指導法	2		
		教育相談	2		
小・中免 コース	子ども教育 学科	教科及び教科の指 導法に関する科目	英語学概論 I	2	
			英語学概論 II	2	
英語音声学	2				
英文法論 I	2				
英語文学概論	2				
英語コミュニケーション I	1				
英語コミュニケーション II	1				
英語コミュニケーション III	1				
英語科教育法 A	2				
英語科教育法 B	2				
	教育の基礎的理解 に関する科目等		教育原理	2	
			教育入門	2	
			教育心理学	2	
			教育課程論 (小・中)	2	
			道徳教育論	2	
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
		教育方法論 (ICTの活用を含む)	2		

(3) 小学校教育実習

学科等	区分	科目名	単位数	備考
子ども教育学科 小・中免コース	教科及び教科の指導法に関する科目	日本語表現法(書写を含む) 社会 算数 理科 生活 音楽A 音楽B 図画工作 家庭 体育	2 2 2 2 1 1 1 1 2 1	日本語表現法から体育までの単位を修得していること。
	教育の基礎的理解に関する科目等	教職入門 教育原理 教育心理学 教育課程論(小・中) 国語科教育法 社会科教育法 算数科教育法 理科教育法 図画工作科教育法 道徳教育論 教育方法論(ICTの活用を含む)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	教職入門から教育方法論(ICTの活用を含む)までの単位を修得していること。

(4) 幼稚園教育実習Ⅰ

学科等	区分	科目名	単位	備考
子ども教育学科 幼児コース	領域及び保育内容の指導法に関する科目	幼児と人間関係 幼児と環境 保育内容総論 保育内容(人間関係)Ⅰ 保育内容(環境)Ⅰ 保育内容(音楽表現)Ⅰ	1 1 1 1 1 1	単位を修得していること。 単位を修得していること。 単位を修得していること。 履修中であること。 履修中であること。 単位を修得していること。
	教育の基礎的理解に関する科目等	教職入門 教育原理 教育心理学	2 2 2	単位を修得していること。 単位を修得していること。 履修中であること。

注) 履修中とは、幼稚園教育実習Ⅰが実施されるまでの履修期間の授業に3分の2以上出席していることを示す。

(5) 幼稚園教育実習Ⅱ

学科等	区分	科目名	単位	備考
子ども教育学科 幼児コース	領域及び保育内容の指導法に関する科目	幼児と健康 幼児と人間関係 幼児と環境 幼児と言葉 幼児と表現 保育内容総論 保育内容(健康)Ⅰ 保育内容(人間関係)Ⅰ 保育内容(環境)Ⅰ 保育内容(言葉)Ⅰ 保育内容(音楽表現)Ⅰ 保育内容(造形表現)Ⅰ 幼児指導法	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	幼児と健康から幼児指導法までの単位を修得していること。
	教育の基礎的理解に関する科目等	教職入門 教育原理 教育心理学 保育・教育課程論 教育方法論(幼) 幼児理解の理論と方法 幼稚園教育実習Ⅰ 幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅰ	2 2 2 2 2 1 2 1	教職入門から幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅰまでの単位を修得していること。

別表4の2

免許状	体験先	期間	年次
中学校教諭1種免許状	特別支援学校	2日	2年次
	社会福祉施設	5日	
小学校教諭1種免許状	特別支援学校	2日	2年次
	社会福祉施設	5日	

別表5 実習費・体験費

実 習 費	高等学校教育実習	25,000円
	中学校教育実習	35,000円
	小学校教育実習	47,000円
	幼稚園教育実習Ⅰ	17,500円
	幼稚園教育実習Ⅱ	17,500円
体 験 費	特別支援学校	5,000円
	社会福祉施設	10,000円